

●香川県監査委員公表第15号

令和5年8月28日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年10月11日

香川県監査委員 木下典幸
同 武田宏之

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 氏名（略）

高松市 氏名（略）

2 請求書の提出

令和5年8月28日

3 請求の内容

（以下、令和5年8月28日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

（1） 請求の趣旨

監査委員は、別紙の香川県議会議員の議員派遣に係る違法・不当な支出を差し止めるよう香川県知事に勧告することを求める。

（2） 請求の理由

ア 事案の概要

香川県議会議員らにより、多人数である必要性は何ら認められないにもかかわらず、7名の議員を高額の公費を支出して南米および北米に議員派遣しようとしている。本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、貴職らに対しこの支出を差し止める措置・勧告を求める事案である。

イ 本件海外派遣

本件海外派遣は、新田耕造議長、山本直樹議員、森裕行議員、氏家孝志議員、山本悟史議員、白川和幸議員、里石明敏議員の7名（議決の時点では宮岡陽子議員を含む8名であったが、閉会後、宮岡議員が参加辞退）を、本年11月10日（金）～19日（日）の10日間、ブラジル連邦共和国、パラグアイ共和国、アメリカ合衆国に派遣しようとするものである。

提出された海外派遣実施計画及び添付文書によれば、8名の旅費等の総額が2,100万円余、一人当たりの費用が263万円にも上る。これは、本県議会の海外視察がテレビ放映されて県内外からの大きな批判を受け、旅費返還を求める住民訴訟も提起されたことをきっかけに、2017年12月に制定された「議員の海外派遣取扱要領」の「旅費の額は1人当たり100万円程度とする」という規定の約2.6倍である。「派遣目的や派遣場所、業務の内容等にかんがみ、合理的な金額とする」という但し書きがついてはいるが、2.6倍にものぼるこの金額は到底「合理的な金額」と言えるものではない。自らが制定した海外派遣取扱要領をも無視したこの議員派遣の議決は議会の裁量権の逸脱に他ならず、違法である。

県民の批判を受けて7月10日付で出された「ブラジル等訪問団派遣に関する議長コメント」によれば、その費用については精査することであるが、「一定数の派遣は必要であり、相手方に礼を失しない程度の訪問団の結成は必要」として、このような多人数での派遣の方針は変えないとしている。このような派遣を行わない都道府県は8県となっており、議会代

表1名のみに限定する県も多数になっている現状に鑑みると、「相手方に礼を失しない程度の訪問団の結成は必要」という主張には全く根拠がない。

地方自治法は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（第2条14項）と定め、地方財政法も「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」（第4条1項）と定めている。移住者や県人会との友好親善関係の強化等の政策目的があるとしても、県民を代表して知事が訪問することで十分である。多額の公費をかけて多人数の議員を派遣するこの事案は、これら地方自治法、地方財政法の規定に照らして違法である。

また、友好親善関係強化のためであれば、先日、ブラジルから香川県に里帰りして県庁を表敬訪問されたブラジル香川県人会顧問浜岡政晴氏が語っておられたように、若い人たちの派遣事業を充実・拡大する方がはるかに効果的である。

さらには、この議員派遣のために支出されようとしている約2,000万円があれば、例えば、香川県の生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業、生活困窮者住宅確保給付金等交付事業や就労準備支援事業、家計改善支援事業などの予算（令和5年度当初予算ではこれらの生活困窮者自立支援事業の計は19,484千円である）を倍増できる。貴重な税金はこのような「県民の福祉の増進」のためにこそ使われるべきである。

貴重な税金をどう使えば、県民の役に立つかを考え議論して決めるのが、香川県議会議員の重要な責務である。税金の重みに鈍感で、コロナ禍の影響や物価高騰によって苦しんでいる多くの県民の窮状を感じ取ることができず、「県議なら263万円の豪華旅行くらい当たり前だ」という感覚でいるなら、県議会議員失格と言わざるを得ない。

本件海外派遣に対して県民から大きな批判と非難の声が上がっているのは、まさにこのような議員の基本姿勢が問われる問題だからであり、これらの声を無視して、多額の公費を支出することは不当である。

ウ 必要な措置を講ずべきことについて

本件海外派遣において支出されようとしている公金約2,000万円の支出は上記の通り、違法・不当な公金の支出にあたるものであり、県民全体の利益を守るためにこの支出を差し止めるよう香川県知事に勧告することを求める。

(3) 添付書類

（以下の書類については省略をする。）

事実証明書

- ア 香川県議会に提出された議案「議員派遣の件」（令和5年7月10日付）
- イ 「海外派遣実施計画書」（令和5年6月8日付）
- ウ 「ブラジル等訪問団派遣に関する議長コメント」（令和5年7月10日付）
- エ 「議員の海外派遣取扱要領」（平成29年12月8日制定）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年9月5日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和5年度香川県議会ブラジル等訪問団派遣に係る公金（議員の旅費）を支出することが違法又は不当な財務会計上の行為であるか否かについて、監査を実施した。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年9月12日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、同日、請求人及び請求人代理人の出席があり、請求人及び請求人代理人から請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人代理人（氏名（略））の陳述（要旨）

この派遣の議会での議決後の報道などを通して、本当に多くの県民の方から今の物価高騰が続く中で、高額な旅費を使った議員派遣が今本当に必要なかという派遣そのものに対する批判的な意見が、私のところにたくさん寄せられている。税金の使い道を決めていく議会がこの決断をしていいのかということを改めて問う必要があると思う。

私は、派遣日程の最後の3日間が問題だと思うので話しをしたい。旅程の中で、11月17日にハンティトン財団庭園セレモニーというものが予定されている。カリフォルニアでは周年行事は全く予定されていないので、ロサンゼルスの日程の3日間は単に追加されたというに過ぎない。知事部局とか議会側が、勝手に、帰りだから寄りたいという希望を伝えたに過ぎないという日程になっている。私たちが議員派遣の旅費返還を求めた住民訴訟が2021年にあった。高松地裁判決で予定を延長すべき必要性、合理性を見い出し難いという理由で、延長した日程の旅費の返還が命じられている。今回も、旅程の最後の3日間のように、県人会の周年行事とは関係のない観光のために延長された3日間は、県人会やハンティトン庭園を口実として利用したものと言え、私たちは認めることができないと思っている。無理やりセレモニーを準備させるというのは、交流という趣旨に反する無理強いというものであると思っているので、許されない日程の追加である。周年行事もなく、県人会に相談して昼食会程度のことをするだけの予定であるため、南米からの帰り道にちょっと寄るという利点を生かすのであれば、飛行機の空いてる時間を活用して、現地の県人会との交流を行えばいいだけの話で、わざわざこの3日間を追加するという必要はなく、サンパウロから日本に帰国すれば無駄な支出は、大幅に減らすことができる。

そのようなことを考えると、裁判の中でも言われてきた、あの時はパルマ市との交流を口実にしていたが、パルマ市長選、市議選があった最中に、こちらの都合で訪問し、相手に対して迷惑をかけたのと同じである。このときも旅費の返還を命じられたように、今回の派遣日程の中の3日間に關しても、無駄な支出ということが言えると考えている。

(2) 請求人（氏名（略））の陳述（要旨）

私が海外視察の問題にずっとこだわり続けているのは、1995年に県議会議員になって、本当にびっくりしたのは、毎年3,000万円ぐらいの予算を使って、海外視察が行われていることである。1県民として全然知らなかつた、報告もされていなかつたことである。それはおかしいということで、ずっと議会の中でも取り上げてきた。それはなぜかといえば、議員はちゃんと税金の重みを知って、そして県民の切実な声を聞く、それが大事な役目、本当に基本姿勢だと思う。ところが、これぐらいの豪華旅行は議員だったら当たり前だという、いわば議員特権に

あぐらをかいている。これは議員として、本当に問題だと思って議会でも取り上げ、自分の議会通信も書いてきたが、力が足りなくて。ようやく2017年のテレビの報道でこの問題が広く知られるところとなり、そこで住民監査請求をし、その後住民訴訟で返還請求をしたが、ここで私どもはこの1件テレビで報道されたものだけではなくて、監査請求ができる1年以内の範囲の4件について監査請求をして、裁判をした。南米派遣、北米派遣、そしてまたテレビで取り上げられたのと同じような、別の会派のスペイン、フランス派遣。なぜ4件取り上げたかというと、これが問題になったときに、他の議員たちが、問題になった議員たちだけが悪いかのようにすごく非難していた。でも、実はほとんどの議員がこういう視察を繰り返していた。そのことがやはり問題だと思ったので、なかなか裁判4件もするの大変だったが、取り上げて2021年12月に、そのテレビで取り上げられたものについては全額返還命令、そして他の3件についても一部の日程、これは不要だと公費を使うのは不適当だということで、返還しなさいという判決が出た。

今回の問題、私は思うに、この2021年12月のこの高松地裁海外視察旅費返還請求命令判決をどう議会が受けとめたのかという問題だと思っている。私たちは、裁判の判決が出たからもうさすがにやめるんじゃないかと思っていた。ところが、選挙が終わるやいなや復活した。だから県民の皆さんは怒っていると思う。凝りもせず、また行くのかということが大きな批判の反対の理由だと思う。また、議会で決めしたことであればということで、ちゃんと議決をしてるから、例えば議長も39名のうち反対は3名だけだと36名が賛成してるんだから問題ないと発言しているが、選挙で当選したからといって、県民の白紙委任状を得たわけではない。それなのに、県民の声を全く聞こうしていないのは本当に問題だと思っている。この裁判4件を行う前の監査請求の中でも、実は監査委員さんの意見が合わなかつたので勧告が出なかつたが、1人の監査委員さんは、これは県民の負託に応えているとは言えないとおっしゃっている。その裁判が提起された後に、慌てて県議会が決めた海外派遣取扱要領で100万円程度と書いてある旅費の金額ももう平気で超えている。やっぱり県民の負託に応えているとは言えないと思っている。だから、この判決命令を受けた議会として、海外視察そのものを見直す姿勢の欠如、その姿勢がないということが大きく1点。

2点目に、この判決を受けとめていないという意味で具体的に計画の中身である。1点は請求人代理人が先ほど述べたとおりであるが、特にハンティントン庭園に丸亀出身の方がご自身の庄屋さんであったお宅を移築して、オープニングセレモニーをする。セレモニー、わざと書いている。オープニングと書いていないが。単に視察に行くのではなく、セレモニーと書いている。この議員、議会の計画には。ところが、もう既に10月21日にオープニングセレモニーをやるということが、ハンティントンのホームページで出ていた。これも本当は11月にしてくれ、行くんだからみたいな形のやりとりがあった可能性があるが。でも、もう立派にできたのであれば、公園としては1日も早く皆さんにオープンしたい。しかも、21日は土曜日である。17日は金曜日である。相手の都合を考えずに、こういう計画でロサンゼルスに寄りたいという相手の都合お構いなしに決めているという姿勢は、本当に交流に反する、趣旨に反するものだと思っている。

もう1つの点であるが全額返還ではない3件については、一部の日程について認められなかつた。それについて、実は議員側は、視察の内容は議員の知識ないし素養を高め得るものであれば必要かつ十分であると主張していた。例えば、ドバイに行ってバージョカリファに登ると

か、スペインに行って有名な観光地に行くとか、そういうのも全て議員の知識ないし素養を高めるものであれば必要かつ十分であると訴えていたが、高松地裁判決では、議員の知識ないし素養の向上は議員が個人的に研鑽に努めるべきで、議員による視察という以上、単なる見物を計画する必要性や合理性は見い出し難いと判断が繰り返し述べられている。どうも今回の計画については、裁判で返せって言われてない部分はOKなんだろう。それらしき視察の内容を組み込んだらしいのではないかと考えられたと思われる。でも、本当は、この裁判の判決をきっかけと受けとめるのであれば、例えばどこかに視察に行くとしたら、それがどのように香川県政に生かされるのか、その費用対効果はどうなのかという視点から判断すべきである。

今いろんな方法がある。例えば、情報を予め入手しておいて、Zoomで現地の方に直接お話しを聞くとか、お金をかけなくとも調べられることはいっぱいあるはずである。どうしても現地に行かなければならない理由はない。物価高に苦しむ県民の貴重な税金を支出して行うべき視察かどうかという点を、きちんと判断できる議員で、議会であって欲しいと思う。

賛成した議員の中にも、実は新人の議員で、どうなのかなあ、これ県民の反対の声があるけどと思いながら、会派の中で先輩議員に逆らえないみたいな感じで、もし言えないしたら、それは本当に議会のそういうものに染まっていただきたくないと思う。

そういう意味で今回この差止めの監査請求をした次第である。県民が裁判を提起するのは本当に大変である。前回も住民監査請求をした時に監査委員の意見が一致すれば、何らかの返還勧告とかが出れば、私たちは4年もかけて裁判をする必要がなかったわけで、住民監査請求という制度が、県民のためにきちんと機能するように、監査委員の2人の皆様にはぜひ厳しい判断をしていただきたいと思っている。

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である十河直監査委員及び里石明敏監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 訪問団の概要

本件訪問団は、新田耕造議長を代表とし、森裕行議員、氏家孝志議員、山本悟史議員、白川和幸議員、里石明敏議員の6名で構成され、同訪問団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員2名が随行する予定である。なお、6月定例会においては、参加議員8名で議員派遣を議決したが、議決後、宮岡陽子議員から議長あてに派遣の取消申請があり承認、また、山本直樹議員が死去したため、派遣議員は6名となっている。

同訪問団は、「パラグアイ香川県人会創立50周年記念式典」「ブラジル香川県人移住110周年記念式典」等に出席し、訪問各国の県人会等と交流し、友好親善を図るとともに、本県の栗林公園と姉妹庭園を締結したハンティントン財団庭園を訪問し、両庭園の友好関係強化を図ることを目的として、令和5年11月10日（金）から11月19日（日）までの10日間の日程で、ブラジル連邦共和国、パラグアイ共和国及びアメリカ合衆国を訪問する予定である。

訪問の行程は、別表のとおりである。

(2) 議員の派遣の手続について

地方自治法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条第1項では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。」とし、同条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」としている。

訪問団に係る議員派遣の手続は、以下のとおりである。

ブラジル香川県人会及びパラグアイ香川県人会等から議長あてに記念行事への招待があり、知事も招待を受けて出席するため、知事と同行程での派遣について、議長としても派遣を要すると判断し、令和5年5月10日から5月25日の間、議長から各会派に参加者を募った。令和5年6月8日付けで、派遣を希望する8議員は海外派遣実施計画を策定した。同日付けで訪問団の代表として氏家孝志議員から海外派遣実施計画書が議長あて提出され、議長は当該計画を令和5年6月12日の議会運営委員会に諮った。当該議員派遣は、令和5年7月10日の令和5年6月香川県議会定例会において議決され、決定された。

なお、派遣決定された議員のうち宮岡陽子議員から、令和5年7月12日付けで議員派遣取消申請書が議長に提出され承認された。

(3) 訪問団に関する議長声明について

監査期間中である令和5年9月15日に本件訪問団についての議長声明が出されたことにより、調査に関する当初の回答の修正がなされ、追加の関係書類の提出があった。

(4) 知事公室国際課等による南米・北米訪問団派遣に関する情報提供等について

同じく、令和5年9月15日に、知事公室国際課及び議会事務局から、知事及び県議会議長をはじめとする訪問団を南米・北米に派遣すること、また、その目的、日程、訪問者、訪問先及び主な内容（予定）等についての情報提供等が行われた。

別表

年月日（曜日）	発着地・滞在地	内 容
令和5年 11月10日（金）	高松発 羽田空港着／発 ロサンゼルス着／発 リマ着	(機中泊)
11月11日（土）	リマ発 アッソンション着	・日系社会福祉センター（※） ・日本・人造りセンター等訪問（※） (アッソンション泊)
11月12日（日）		・パラグアイ香川県人会創立50周年記念式典 ・パラグアイ香川県人会創立50周年記念祝賀会 ・パラグアイ香川県人会員企業等訪問（※） (アッソンション泊)

11月13日（月）	アスンシオン発 サンパウロ着	<ul style="list-style-type: none"> JICAパラグアイ事務所訪問 在パラグアイ日本国大使館訪問、大使との昼食会 在パラグアイ日本商工会議所訪問 (サンパウロ泊)
11月14日（火）		<ul style="list-style-type: none"> ブラジル日本移民開拓先没者慰靈碑献花・参拝 在サンパウロ日本国総領事館訪問（※） ジャパンハウス・サンパウロ訪問（※） ブラジル香川県人会員農場訪問 ブラジル香川県人会との夕食会 (サンパウロ泊)
11月15日（水）	サンパウロ発 リマ着	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル香川県人移住110周年記念式典 ブラジル香川県人移住110周年記念昼食会 (機中泊)
11月16日（木）	リマ発 ロサンゼルス着	<ul style="list-style-type: none"> 南カリフォルニア香川県人会との懇談会 ジャパンハウス・ロサンゼルス訪問 Tokyo Central訪問（※） (ロサンゼルス泊)
11月17日（金）		<ul style="list-style-type: none"> 在ロサンゼルス総領事館訪問 全米日系人博物館訪問 ハンティントン財団庭園訪問 在ロサンゼルス総領事との夕食会 (ロサンゼルス泊)
11月18日（土）	ロサンゼルス発	(機中泊)
11月19日（日）	羽田空港着／発 高松着	

（※）調整中の行程を含み、訪問先を含めて変更になる可能性があります。

2 監査委員の判断

（1）監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、香川県議会会議規則第125条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」とされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成5年（行ツ）第57号平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が本来の目的と全く関連性がない場合など、裁量

権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあるとされることから、本件の海外派遣がそれに当たるか否かについて常に考慮しつつ、請求人の主張について、検討を行う。

なお、本件の海外派遣について、令和5年9月15日に知事公室国際課及び議会事務局が、本件派遣の必要性や費用等を精査した旨の発表を行うとともに、ブラジル等訪問団派遣についての議長声明（以下「議長声明」という。）が出されたことなどから、監査については、これらの内容を踏まえて行うこととする。

（2）派遣目的の妥当性

請求人は、多額の公費をかけて多人数の議員を派遣するこの事案は、地方自治法、地方財政法の規定に照らして違法であり、友好親善関係強化のためであれば、若い人たちの派遣事業を充実・拡大する方がはるかに効果的である、と主張している。

監査委員は、議長に対し、議員派遣の目的について説明を求め、調査を行った。

その結果、議長からは、今回の南米等派遣は、これまでの周年行事の際と同様に、ブラジル香川県人移住110周年記念式典、パラグアイ香川県人会創立50周年記念式典への招待を各県人会からいただいていることから、議長をはじめとする県議会議員が知事とともに南米を訪問し、それぞれの式典に出席し、祝意を表するとともに、懇談を通じて移住者や県人会との関係の強化を図るものであること、また、あわせて在外公館等の公的機関、日系経済団体等を訪問し、香川県とパラグアイ、ブラジル及びロサンゼルスそれぞれの都市との経済社会交流の展開につなげることとしていること、また、経由地であるロサンゼルス市では、本県の栗林公園と姉妹庭園協定を締結したハンティントン財団から、今秋に同財団庭園へ丸亀市の古民家が移築予定であることから招待を受けており、同庭園を訪問し、協力関係の強化を図るとともに、現地香川県人会を訪問し、交流を深めることであること、さらに、海外県人会との関係の強化のためには、現地でそれぞれの国の環境に触れ、顔を合わせた交流をすることが必要と考えている、との説明があった。

また、本県においては、かねてから県政運営の基本方針として「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画を定め、その中で「国際化の推進」を掲げており、その一環として、海外の県人会との交流を深め、情報交換や人的交流を促進するなどして関係を強化することに努めているところであること、また、ブラジル香川県人会及びパラグアイ香川県人会から議長あてに記念行事への招待があり、また、ハンティントン財団からは今秋に丸亀市の古民家が移築されるので、代表団を派遣して見学していただきたいとの話があったことから、県議会として派遣を要するかどうかを鋭意議論し、令和5年6月定例会で諮ったところ、議員多数（議長を除く出席議員39名中36名が賛成）の賛成が得られたことから、議員派遣を実施することになった、との説明があった。

さらに、これまで南米各国への移住に係る周年行事に参加し、移住者や県人会との友好親善の推進を図ってきたところであり、県出身の移住者や県人会会員等との交流の場を持ち、本県の近況を伝え、移住者等から、近況、課題、要望等を伺うなど、両者の友好・交流を深めるためには、一定数の派遣は必要であり、相手方に礼を失しない程度の訪問団の結成は必要と考えており、また、県人会との新たな交流事業の検討をはじめ、グローバル化する世界の中で今後の県政に関する政策立案に寄与することなどが期待され、有益なものと考えている、との説明があった。

また、本件派遣については、議長からの説明に加えて、令和5年9月15日に知事公室国際課

から公表された資料（以下「知事公表資料」という。）によれば、訪問団の派遣の目的は、次のとおりとされている。

- ①南米にある県人会の活動を支援し、本県と現地の県人との友好親善と関係強化を図るため、令和5年11月にブラジル連邦共和国で開催される「ブラジル香川県人移住110周年記念式典」、同じく、パラグアイ共和国で開催される「パラグアイ県人会創立50周年記念式典」等に出席し、祝意を表するとともに、移住された方々の労苦に対し敬意を表し、より一層絆を深め、友好親善関係の強化を図り、青年交流や県内企業の進出、県産品の販路拡大などの促進、本県のPR等について、引き続き御協力をお願いする。
- ②アメリカ合衆国ロサンゼルス市では、本県の栗林公園と姉妹庭園協定を締結したハンティントン財団庭園を訪問し、両庭園の友好関係の強化を図るとともに、現地香川県人会を訪問し、関係強化と友好親善に努める。
- ③在外公館等の公的機関、日系経済団体等を訪問し、香川県とパラグアイ、ブラジル及びロサンゼルスそれぞれの都市との経済社会交流の展開につなげる。
- これら議長からの説明及び知事公表資料に基づき検討したところ、本件訪問団の派遣目的は、ブラジル外2か所の海外県人会等との友好交流推進等を図るものであり、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものと考えられることから、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

したがって、本件派遣目的については違法又は不当なものであるとはいえない。

なお、請求人は、この議員派遣のための支出があれば、他の施策が充実できるとも主張しているが、県の他の施策との関係において海外派遣のための支出額が多いことをもって、派遣目的の合理性が否定されるものではない。

（3）議会における審議

請求人は、本件派遣費用が「議員の海外派遣取扱要領」の「旅費の額は、1人100万円程度とする」という規定の約2.6倍であるとして、自らが制定した海外派遣取扱要領をも無視したこの議員派遣の議決は、議会の裁量権の逸脱に他ならず、違法である、と主張している。

このことについては、令和5年9月15日に議会事務局が費用等について精査した旨の発表を行ったことから、監査委員は議長に対し、費用の内訳について説明を求め、調査を行った。その結果、議長からは、議員一人あたり約188万円、総合計約1,125万円となり、当初額と比べると議員一人あたりで約75万円、総額で約980万円の減額となる旨を公表した、との説明があった。

これに基づくと、請求人が主張する「約2.6倍」が「約1.9倍」となるものの、基本的な主張に大きな変更はないものと推測できるため、「約2.6倍」を「約1.9倍」と置き換えた上で検討を行う。

本件派遣については、上記取扱要領に基づき、令和5年6月12日の議会運営委員会で承認を得た後、令和5年7月10日の県議会で、議員派遣の件として派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示の上、議決され決定したものである。その際、植田真紀議員及び樋畠二議員から反対討論がなされた後、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいはず、請求人の主張は採用できない。

（4）派遣計画の妥当性

請求人は、カリフォルニアでは周年行事は全く予定されておらず、行程表の最後の3日間は、

県人会の周年行事とは関係のない観光のために延長されたものであり、県人会やハンティントン庭園を口実として利用したものである、また、高松地裁判決では、議員の知識ないし素養の向上は議員が個人的に研鑽に努めるべきで、議員による視察という以上、単なる見物を計画する必要性や合理性は見い出し難いと判断が示されている、と主張している。

監査委員は、議長に対し、訪問団の行程表について説明を求め、調査を行った。

その結果、議長からは、令和5年9月15日に知事公表資料の発表に合わせて、議長声明を発表しており、この中にあるとおり、パラグアイ香川県人会からは本年5月に、ブラジル香川県人会からは本年6月に、それぞれ招待状をいただいており、ハンティントン財団からは、昨年7月に南カリフォルニア香川県人会会長が本県知事を表敬訪問された際、同会長を介して同財団の日本庭園に丸亀市の古民家を移築するプロジェクトが完成する本年秋頃に本県から代表団を派遣して貰いたい旨の要請を受け、本年7月に正式に招待状をいただいているもので、これらの招待に応じることは国際的礼儀に適うことでもあり、また、本県の基本方針である「国際化の推進」にも資するものであること、さらに、ハンティントン財団庭園への訪問については、南米の記念行事への出席の際の経由地であることから、別々の時期に訪問するのではなく、南米の記念行事に併せて訪問することが、より経費の節減に資すると判断した、との説明があつた。

また、全体の日程についても、議長声明に添付されている行程表記載のとおり、今回の派遣目的に沿った視察、訪問等が密に組まれており、機中泊も3泊あるなど、移動時間及びその隙間の時間以外にいわゆる自由時間が生じる余裕はなく、さらに、外務省の海外安全情報のホームページによると、サンパウロ及びアスンシオンの危険レベルは「レベル1：十分注意してください」となっており、自由に外出できる状況にはない、との説明があつた。

これら議長からの説明及び議長声明に基づき検討したところ、まず、ハンティントン財団庭園への訪問については、昨年7月に南カリフォルニア香川県人会会長を介して、本年秋頃に本県から代表団を派遣して貰いたい旨の要請を受けている中、同地が南米の記念行事への出席の際の経由地であることから、別々の時期に訪問するのではなく、南米の記念行事に併せて訪問することが、より経費の節減に資すると判断したものであるとの議長の説明は、一定の合理性があると考えられる。

また、請求人が主張する行程については、11月11日（土）から同月17日（金）までの訪問予定先、施設の内容、行動計画等を確認したところ、いずれも、県人会会員との交流や、県人を含む日系人の歴史及び現状等についての知識の深化化、本県の情報発信や県産品の展開等に係る活動等が予定されており、単なる見物が計画されているものとは認められない。

したがって、交流が予定されている訪問先については、それぞれ合理的な目的を有するものであって、かつ、全体としても友好交流等に資するものであると考えられることから、本件の派遣計画は派遣目的に沿ったものであり、違法又は不当なものであるとはいえない。

(5) 派遣費用の妥当性

請求人は、提出された海外派遣実施計画及び添付文書によれば、8名の旅費等の総額が2,100万円余、一人当たりの費用が263万円にも上り、これは、「議員の海外派遣取扱要領」の「旅費の額は、1人100万円程度とする」という規定の約2.6倍であり、派遣目的や派遣場所、業務の内容等にかんがみ、合理的な金額とするという但し書きがついてはいるが、2.6倍にものぼるこの金額は到底「合理的な金額」と言えるものではない、と主張している。

監査委員は、議長に対し、海外派遣取扱要領の具体的な内容や手続等について説明を求め、調査を行った。

その結果、同取扱要領の「3 派遣費用等」において、請求人の主張にある「旅費の額は、1人100万円程度とするが、派遣目的や派遣場所、業務の内容等にかんがみ、合理的な金額とする。」という規定が確認された。

また、派遣費用については、令和5年9月15日に議会事務局から精査を行った旨の発表があったため、監査委員は議長に対し、費用の内訳について説明を求め、調査を行った。

その結果、議長からは、9月15日の議長声明の中で、今回の派遣が議決された時点で想定されていた費用は、総額2,105万7,400円、一人当たり約263万円（派遣議員8名）であったが、当時から、これはあくまでも旅行会社の見積もりによる概算であり、実際の費用額は今後の詳細な精査によって確定される旨申し上げてきたものの、しかし、その後、あたかもその概算額が決定額のように取り扱われ、それを前提に各方面からいろいろ批判的なご意見をいただいたところであり、今般、一応その精査に目処が付き、議員一人当たり約188万円、総合計約1,125万円となり、当初額と比べると議員一人あたり約75万円、総額で約980万円の減額となった、との説明があった。

さらに、令和元年11月のペルー日本人移住120周年記念行事（3泊7日）、平成28年9月のパラグアイ日本人移住80周年記念式典等（8泊11日）の際の議員一人当たり費用は、それぞれ、約168万円、約164万円であり、当時の為替レートが令和元年は1ドル約109円、平成28年は1ドル約102円であったのに対し、現在は1ドル約146円となっている状況を勘案すると、今回（6泊10日）の議員一人当たり費用約188万円は妥当なものと考えており、裁判の対象となった平成28年9月のパラグアイ日本人移住80周年記念式典等については、式典への参加及び関連する施設・機関等への訪問や視察は、返還の対象となっておらず、今回の行程及び費用は判例の範囲内のものであると考えていること、さらに、宿泊費については、計画作成時の案では客室の等級がプレミアムあるいはエグゼクティブ等となっていたが、実際は、パラグアイ（アスンシオン）、ブラジル（サンパウロ）においては、現地の治安状況、式典会場との距離等に基づいてそれぞれの県人会から推薦いただいたホテル、アメリカ（ロサンゼルス）においても県人会の推薦を受け、県人会との懇談会場と同一のホテルとした上で、客室の等級はいずれもスタンダードである、との説明があった。

これら議長からの説明及び議長声明に基づき検討したところ、まず、一人当たりの派遣費用が263万円となることについては、議長からの説明のとおり、7月10日以後、実際に精査が行われ、金額が見直されたこと等を踏まえれば、請求人の指摘する263万円は、あくまでも旅行会社の見積もりによる概算であり、実際に必要とされる金額とは異なっていることから、当該金額に関しては、その違法又は不当について判断する必要性は認められない。

次に、見直し後の人一人当たりの派遣費用が約188万円となることについては、ホテル選定において各国県人会の推薦を受けたホテルとした上で、等級をスタンダードとしたことなどによる精査の結果であると認められる。また、平成28年及び令和元年の海外派遣を前提にすると、現在の為替レートがおよむね1.3～1.4倍になっており、それに応じて円建ての金額が高くなることを考慮すれば、見直し後の派遣費用の金額について一定の合理性が認められることから、今回精査した結果示された一人当たりの派遣費用については、違法又は不当なものであるとはいえない。

(6) 派遣人数の妥当性

請求人は、県民の批判を受けて7月10日付で出された「ブラジル等訪問団派遣に関する議長コメント」によれば、その費用については精査するとのことであるが、「一定数の派遣は必要であり、相手方に礼を失しない程度の訪問団の結成は必要」として、このような多人数での派遣の方針は変えないとしている。このような派遣を行わない都道府県は8県となっており、議会代表1名のみに限定する県も多数になっている現状に鑑みると、「相手方に礼を失しない程度の訪問団の結成は必要」という主張には全く根拠がない、と主張している。

監査委員は、議長に対し、派遣者の人選方法等について調査を行った。

その結果、議長からは、訪問人数については、県出身の移住者や県人会会員等との交流の場を持ち、本県の近況を伝え、移住者などから、近況、課題、要望を伺うなど、両者の友好・交流を深めるためには、一定数の派遣は必要であり、相手方に礼を失しない程度の訪問団の結成は必要であることから、これまでの派遣人数を踏まえ決定したものであり、議長以外の人選については、各会派に参加者を募り、各会派で選定したものである、との説明があった。

また、9月15日の議長声明において、派遣議員数についての言及があつたため、監査委員は議長に対し、派遣議員数について説明を求め、調査を行った。

その結果、議長からは、派遣議員数は当初8名であったが、現時点では6名となっており、派遣議員数は議長又は代理1名で足りるとするご意見もいただいたが、ブラジル香川県人会からは、大勢の県議会議員にご臨席いただきたいとの上申書を本年9月にも再度いただいたおり、過去の例を見ると例えばブラジル香川県人会移住100周年記念式典では、式典参加者306名、懇談会54名となっているなど、極めて多数の方々が参加されることが通例で、それら多数の出席者が数個のテーブルに分かれて懇談することになるため、派遣の実を上げるためにそれなりの議員数を要するものと考える、との説明があった。

これら議長からの説明に基づき検討したところ、議会は、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を海外に派遣することができると解されており、派遣する議員の数についても議会の裁量が認められるというべきであるところ、過去の同様の記念式典等の派遣実績や記念式典等の出席者数とのバランスを考慮し、派遣の実を上げるため、派遣人数を決定したことであり、実際に平成20年度以降の周年行事参加状況と比較すると、極端に多いというものではなく、合理性がないとまではいえない。

こうしたことから、派遣人数が当初8名であったこと、また、現時点で6名となっていることについて、違法又は不当なものであるとはいえない。

第6 議会に対する要望

議会は、議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができるとされているが、その派遣については、合理的な目的や本来の目的と関連性を持った派遣内容が必要であると考えられる。

現在、インターネット等の活用による情報化の進展は著しいものがあり、国内に居ながら海外の情報の容易な入手が可能になり、また、オンラインでの各種の交流活動も活発化するなど、海外との情報交換や交流方法の選択肢は、増加、また多様化している。

一方でオンラインのイベントには、個々の参加者同士の深い交流が難しいなどの問題があるとの指摘もあり、相互に直接現地を訪問し、顔を付き合わせて交流することの重要性も再認識されている。

このような中、本件海外派遣については、県民等から様々な意見が寄せられている。

また、本件監査の過程で海外派遣に関して留意すべき点が認められたことから、次のとおり要望する。

1 海外派遣に係る目的、計画、費用等の十分な検討

今後とも海外派遣については、その効果を十分に上げ、また、県民からの一層の理解を得られるよう、まず、海外派遣の目的や必要性を明確にした上で、当該目的に即した派遣計画とともに、「議員の海外派遣取扱要領」との整合性を図りつつ、適切かつより効率的な費用となるように努められたい。

2 県民に対する丁寧な説明や情報提供

本件派遣については、議員派遣の件の議決後、概算額が、あたかも決定額であるかのように取り扱われ、誤解を招く事態が生じたことから、今後の海外派遣については、適切な時機に、県民に向けて丁寧な説明や情報提供を行うよう努められたい。

また、海外派遣の結果として作成される報告書については、県民への説明責任を果たせるよう、派遣計画の実施状況、具体的な成果及び県政への反映方策を記載するとともに、ホームページで広く公開するなど積極的で迅速な情報提供にも努められたい。